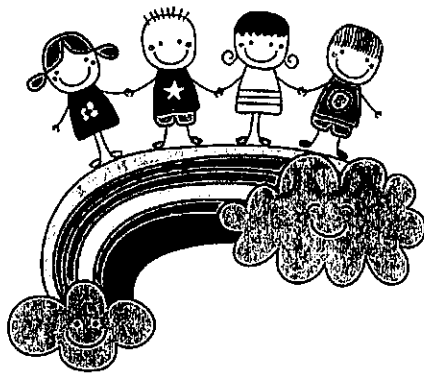


令和6年度 重要事項説明書



令和6年4月1日作成

幼保連携型認定こども園
南春日こども園

重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 新樹会
所 在 地	大分市大字横瀬1050番地
電 話 番 号	097-542-5581
代 表 者 氏 名	理事長 池邊 英治

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	南春日こども園
施 設 の 所 在 地	大分市南春日町4番31号
連 絡 先	電話 097-544-1831 FAX 097-544-2306
管 理 者	園長 平松 雅彦
利 用 定 員	1号認定こども（教育標準時間認定） 6人 2号認定子ども（保育認定） 99人 3号認定子ども（保育認定） 0歳：20人 1・2歳：60人
実 施 す る 事 業 類 種	延長保育、一時預かり保育、特別支援教育・保育
開 設 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

3 運営の方針

- ・ 児童福祉の本旨に基づき、のびのびと活動ができる環境の中で集団生活を通じて健全で調和のとれた心身を育成し、養護と教育が一体となって豊かな人間性の基礎を培います。
- ・ 常に園児の最善の利益を考え、積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・ 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえた保育を一体的に推進します。
- ・ 地域の様々な社会資源を活用し、連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前8時15分～午後1時15分
一時預かり (別途利用者負担有)	・月曜日～金曜日…午前7時15分～午前8時15分 …午後1時15分～午後6時15分までの範囲内 ・長期休業期間…午前7時15分～午後6時15分までの範囲内 ※土曜日の一時預かりはありません。
延長保育	基本的に行いません。
休園日	・土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) ・長期休業期間 <夏休み> 8月11日～8月17日 <冬休み> 12月25日～1月5日 <春休み> 3月27日～3月31日

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時15分～午後6時15分(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時15分～午後4時15分(8時間)
延長保育	標準保育 午後7時15分まで(別途利用者負担あり) 短時間保育 午後5時15分まで(別途利用者負担あり)
休園日	日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

5 職員体制

当園では、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。
なお、途中採用・途中退職があるため、人数は変動します。

(令和6年4月1日現在)

職種	合計	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	0人	
主幹保育教諭	2人	2人	0人	
保育教諭	23人	18人	5人	
保育士	2人	0人	2人	
看護師	1人	1人	0人	
栄養士	3人	3人	0人	調理も担当
調理員	2人	0人	2人	
事務長	1人	1人	0人	
計	35人	26人	9人	

6 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼稚園教育要領（平成29年3月31日文科省告示第62号）/保育所保育指針（平成29年3月31日厚労省告示第117号）/幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文科省・厚労省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 教育・保育及び時間外保育の提供
前ページ 4 に記載する時間において提供します。
- (2) 延長保育
前ページ に記載する時間において提供します。
- (3) 一時預かり事業
前ページに記載する時間において提供します。
- (4) 特別支援教育・保育
特別な支援が必要な児童を対象に、様々な配慮をしながらほかの児童と一緒に集団のなかで保育を行います。
- (5) 送迎
保護者による送迎を基本とします。

7 給食等について

- (1) 提供方針
給食については、すべての活動の源となる大切なものと認識しています。
そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに資する給食の提供を目指しています。
- (2) 提供方法
自園調理
・3歳未満児は完全給食。
・3, 4, 5歳児は主食のみ家庭から持参。
- (3) 昼食・おやつ
保護者の方へは、月初めに当月の献立表をお配りします。
- (4) お弁当日
遠足など行事の日は給食がありません。お知らせや献立表でご確認ください。
※お箸、フォーク、スプーンなども忘れずに持たせてください。
- (5) アレルギー等への対応
アレルギーなどで食べられない食材がありましたら、事前にご連絡ください。
医師の診断書を基に、ご相談の上、除去するなどの対応をいたします。
(すべてのアレルギー食物の除去に対応できない場合もあります。)
(例) 卵、牛乳(乳製品)、小麦、そば、エビ、カニ、ピーナッツ 等
- (6) 衛生管理等
保育・給食担当職員は全員、毎月検便を実施しています。
玩具の消毒等を定期的に行っています。

8 保護者負担について

(1) 入園に要する費用の負担

特にありません。

(2) 入園後の費用負担

① 毎月の保育料: 認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額

② 一時預かり保育料(1号認定)

・午前7時15分～午前8時15分 200円

・午後1時15分～午後6時15分 500円

* 長期休業期間 ・午前7時15分～午前8時15分…200円

(年末年始期間 ・午前8時15分～午後1時15分…500円

を除く) ・午後1時15分～午後6時15分…500円

※保育の必要性のある方(新2号認定こども)については、上記の一時預かり保育料は無償化の対象となります。

③ 延長保育料(2号・3号認定)

・保育標準時間 午後7時まで 200円、午後7時から午後7時15分まで プラス300円

・保育短時間 午後5時まで200円、午後5時から午後5時15分まで プラス300円

④ 副食費

【1号認定こども】

・副食費 月額4,700円

【2号・新2号認定こども】

・副食費 月額4,700円

※大分市が認定した副食費免除対象者については、副食費の徴収はありません。

⑤ 実費負担額

体操服上下代(半袖シャツ・ハーフパンツ) 4,070円

あそび着代 3,550円 かばん代 2,820円

カラー帽子代 1,100円 お道具箱、はさみ、のり、クレパス 2,040円

連絡帳代 350円(幼児クラス) 450円(乳児クラス) おしらせばさみ、集金袋 750円

卒園関係諸費用(卒業証書・アルバム材料費等に充当) 3,000円(さくら組)

バス遠足・施設入場料等…実費

日本スポーツ振興センター共済掛金負担金 210円(年額)

その他個人用の絵本など購入を希望される物品等で別途書面によりお知らせする費用

(3) 上記①の保育料及び②の副食費は、集金袋をお渡しして保育所に納めていただきます。

(4) その他の負担額は、現金納付の方法で集金します。

(5) 負担金を領収した場合は、領収書を発行します。(集金袋には領収印を押します。)

(6) 保育料や副食費は月単位ですので、月の途中からの休園や退園の場合でも一部返金はありません。ご了承願います。

(7) 下記の物品については、ご家庭で用意・持参していただきます。

・3歳以上児の主食(米飯・パン)、おむつ、ハンカチ、タオル、お昼寝布団 等

9 当園の利用に際し留意いただきたいこと

- (1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合
当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の午前9時までにご連絡願います。
- (2) お迎えが遅れる場合
原則として随時の一時預かり又は延長保育は行っていません。
一時預かり又は延長保育が必要な場合は、事前に申込書を提出してください。
また、急に延長保育が必要になった場合は、午後6時までにお知らせください。
- (3) 毎朝の体温等の確認
登園前に体温や健康状態等の確認を行ってください。
- (4) 感染症について
麻疹(はしか)・百日咳・水疱・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、意見書(医師記入)をもらって登所してください。(意見書用紙は保育所にあります。)
- (5) 与薬について
医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要な場合に限り、保護者の承認を得た上で看護師が行うことができます。必要がある場合は、個別にご相談させていただきます。なお、市販の薬は受け付けません。

10 利用の終了について

以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき
- (2) 3号認定の子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医について

下記の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

名 称	西の台医院
医 院 長 名	平岡信子
所 在 地	大分市西椎迫3組
電 話 番 号	097-543-5600

(2) 歯科

名 称	大谷歯科・子ども歯科
医 院 長 名	大谷聡子
所 在 地	大分市田室町6-3
電 話 番 号	097-594-0648

(3) 薬剤師

名 称	第一調剤薬局 森店
薬 剤 師 名	今田屋 耕一郎
所 在 地	大分市大字森582-1
電 話 番 号	097-521-5553

12 緊急時の対応方法

- ・容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡し、囑託医又は主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- ・体温が37.5度を超え、体調が悪そうに見える場合は、お迎えをお願いすることになります。

13 賠償責任保険の加入

(1) 共栄火災海上保険株式会社

- ① 保険の種類 保育園賠償責任保険
- ② 保険金額 (施設賠償) 1事故支払限度額 10億円
(生産物賠償) 1事故支払限度額 10億円

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ① 保険の種類 災害共済給付制度
- ② 災害の種類 (負傷) 療養に要する費用が5,000円以上の場合、その額の4割
(疾病) 同上 (ただし内閣府令で定めるものに限る。)
(障害) 障害見舞金 4,000万円～88万円
(死亡) 死亡見舞金 3,000万円又は1,500万円

14 非常災害時の対策

避難訓練	避難及び消化の訓練は、毎月1回以上実施します。
防災設備	・消火設備 消火器、消火栓
	・警報設備 自動火災探知機、火災通報装置、
	・避難設備 誘導灯、避難階段、避難用すべり台
	・その他 非常食・非常時飲料水を常備しています。
避難場所	(一次) 南春日こども園園庭
	(二次) 王子中学校
	(三次) 駄原グランド
	(津波の場合)オーヴィジョン南春日(園の北東100mにあるマンション)
避難時の児童の受け渡し方法	原則として上記避難場所にて保護者へ直接お渡しします。
避難児・災害時の連絡方法	一斉メール配信

15 災害時における臨時休園について

大分市の災害時における幼児教育・保育施設等の臨時休園に関する基準に基づき、次の場合には臨時休園とします。

(1) 風水害や土砂災害等の場合

事象	開園前 (午前6時時点)	保育中
警戒レベル3 (高齢者等避難)の発令	臨時休園	全児童の降園 ※降園要請を受けたら、 至急お迎えに来てください。

(2) 地震の場合

事象	開園前 (午前6時時点)	保育中
市内で震度5強以上の 地震が発生したとき	臨時休園	全児童の降園 ※降園要請を受けたら、 至急お迎えに来てください。

16 保育内容に関する相談・苦情

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

南春日こども園 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	氏名	江藤 博美	電話	097-544-1831
相談・苦情解決責任者	氏名	平松 雅彦	電話	097-544-1831
第三者委員	氏名	岡 テルミ	(役職等)	学識経験者
	氏名	仲町 睦子	(役職等)	学識経験者
	氏名	安部 りつ子	(役職等)	民生児童委員
	氏名	松下 有加利	(役職等)	卒園児保護者
受付方法	電話及び施設内で受付			

※ 上記のほか、保育所内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

同意書

南春日こども園園長 平松 雅彦 様

私は、南春日こども園の利用にあたり、令和6年4月1日作成の重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者 住所 _____

氏名 _____ (印)

児童名 _____

児童との続柄 _____